

杵築市交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市政の円滑な運営を図るため、市長等が市を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準を定めるものとする。

(交際費の支出範囲)

第2条 交際費の執行に当たっては、社会通念上、妥当と認められる範囲内で、必要最小限の支出に努めるものとする。

2 交際費の支出ができる相手方となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 杵築市の事務事業と直接、かつ、密接な関係にあるもの
- (2) 杵築市勢の伸展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等があったもの
- (4) 市長が特に必要と認めたもの

(支出区分等)

第3条 交際費は、前条第2項に掲げるものとの交際において、次の区分に基づき支出することができるものとする。

区分	内容	金額
会費	会費制で開催される各種会合等の参加に係る経費	会費相当額
祝費	慶事の際の生花及び飲食を伴う祝賀会等に係る経費	実費相当額とし、1万円を限度とする
弔費	葬儀、法要などにおける香典、供花、供物等の支出に係る経費	別表に定める額
見舞費	市政功労者又は市政関係者等の本人の病氣見舞に係る経費	社会通念上、妥当と認められる額
激励費	スポーツ、文化団体の活動において、優秀な成績をもって杵築市を代表し九州大会、全国大会等へ出場する場合の激励	社会通念上、妥当と認められる額
贈答費	来客や訪問先等（市政運営上必要と認められる場合に限る）への土産品等に係る経費	社会通念上、妥当と認められる額
その他	市政運営上、市長が特に支出する必要があると認める経費	社会通念上、妥当と認められる額

(その他)

第4条 この基準は、社会情勢の動向とともに常に見直し、交際費執行上の透明性の向上と公正の確保に努める。

附則 平成18年4月1日施行

附則 平成22年4月1日改正

附則 平成23年4月1日改正

附則 令和5年4月1日改正

別表(第3条関係)

役職名等	生花等(※1)	香典
市議会議員本人及び配偶者・実父母	生花	—
元市四役及び元市議会議員	生花	—
各種行政委員会の委員(地方自治法第180条の5関係)本人及び行政区長本人	生花	—
各種行政委員会の委員の配偶者・同居の実父母	—	5,000円
県内市町村長現職及び配偶者・実父母	その都度、市長会と協議	
県内市町村長元職	その都度、市長会と協議	
その他市長が特に必要と認める者	社会通念上、妥当と認められる額	

※1 生花等については、社会通念上、妥当と認められる範囲内で、標準的な市価によるものとする